

記者発表資料
平成30年5月28日
林業振興課(地域林業振興班)
担当者 大類, 前山
内線 2914

特用林産物の出荷制限指示について ＜野生わらび：大崎市・加美町＞

平成30年5月28日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し，大崎市及び加美町における野生わらびの出荷制限指示が出されました。

今回の指示に基づき，大崎市及び加美町並びに市場等流通関係者に対し，野生わらびの出荷を行わないよう改めて要請しました。

なお，県では，基準値を超える特用林産物が流通しないよう，引き続き出荷前の検査を徹底してまいります。

【基準値を超過した野生わらびの検査結果】

単位：ベクレル/kg，放射性セシウム合算値

市町村	品目	採取年月日	検査年月日	公表年月日	測定値	基準値	検査機関
大崎市	わらび (野生)	H25年5月20日	H25年5月22日	H25年5月22日	340	100	宮城県
加美町		H30年5月13日	H30年5月17日	H30年5月17日	130		エヌエス環境 株式会社
					210		
					210		

注1) 加美町に対しては，公表の日に出荷自粛を要請しています。

注2) 大崎市に対しては，H25.5.22から出荷自粛を要請しています。